

# 奈良県公立学校における 医療的ケアガイドライン (追補版)

令和5年3月  
奈良県教育委員会

はじめに

近年の医療技術の進歩に伴い、学校における医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の数は年々増加しています。文部科学省の調査によると、全国の公立特別支援学校、幼稚園、小、中、高等学校等において日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒は令和元年度では、9,845人が在籍しているという結果が出ています。

奈良県の学校における医療的ケア実施については、平成6年以前より明日香養護学校で検討され、平成7年に「児童生徒が学校生活を安全かつ快適に送るため、また、健康を維持増進するための必要最小限のケア」として位置付けられ開始されました。平成8年、奈良県教育委員会は、医療的ケアの必要な児童生徒等の実態を調査するとともに、安全な学校生活を過ごすための方法を検討し、指導に活かすことを目的とする「医療的ケアについての調査検討会」を実施しました。

そして、平成14年には、県立特別支援学校へ看護師資格を持つ教職員を配置すると共に、平成15年には、文部科学省「養護学校における医療的ケアに関するモデル事業」を受けて、奈良養護学校・明日香養護学校での実施状況や課題について報告を行いました。その後、平成19年以降は、県として「特別支援学校における医療的ケア実施体制」を定め、医療的ケアを必要とする児童生徒等が、学校に登校しながら、安心・安全に医療的ケアを実施できる体制整備に取り組んできました。

平成24年4月に改訂された社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、登録の認定を受けた教職員が、一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施する制度が整備され、以来、令和2年度には、特別支援学校において117名の医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍し、日々の学校生活を通じて自立や社会参加のために必要な力を育てています。

また、近年は、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒等が特別支援学校のみならず、小・中学校にも在籍しており、学校における医療的ケアを取り巻く環境が変わっています。そのような中、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（文部科学省、平成31年3月）が示され、全ての学校において医療的ケアの実施体制の充実が求められているところです。

この度、「令和2年度奈良県教育支援委員会 特別支援学校及び小・中学校等における医療的ケアに関する専門部会」において、医療関係者、教職員、保護者等により協議を行い、本ガイドラインを作成しました。

本ガイドラインをもとに、学校での安全性を一層高め、医療的ケアを必要とする児童生徒等一人一人の教育の充実につなげていくとともに、本県の特別支援教育の更なる推進につながることを願います。

令和3年3月

奈良県教育委員会

# 目 次

はじめに

I	学校における医療的ケアの意義	P 1
1	医療的ケアを必要とする児童生徒等の教育の場	P 1
2	学校における医療的ケアの目的と意義	P 1
II	学校における医療的ケアの内容	P 2
1	学校における特定行為	P 2
2	特定行為以外の医療的ケア	P 3
3	医療的ケアを実施する場合の留意事項	P 3
4	学校における医行為該当性の判断	P 3
III	学校における医療的ケア実施体制・研修・連携	P 4
1	学校における医療的ケア実施体制	P 4
(1)	特別支援学校における体制整備	P 4
(2)	小・中学校等における体制整備	P 4
(3)	関係機関との連絡体制	P 4
2	学校における医療的ケアに係る研修	P 5
(1)	全ての教職員を対象とした研修	P 5
(2)	医療的ケアを実施する教職員の研修	P 5
3	学校における医療的ケアに関わる関係者の連携	P 5
(1)	主治医との関係	P 5
(2)	保護者との関係	P 5
IV	学校における医療的ケアの実施	P 6
1	校内における医療的ケア	P 6
(1)	看護師が対応する場合	P 6
(2)	教職員が看護師との連携の下に対応する場合	P 6
2	校外における医療的ケア	P 6
(1)	校外学習(宿泊学習を含む。)	P 7
(2)	スクールバス等による登下校	P 7
3	災害時や感染症対策等に係る対応	P 7
(1)	災害時の対応	P 7
(2)	感染症対策等に係る対応	P 7
V	学校における医療的ケアの実施に当たっての役割	P 7
1	県教育委員会の役割	P 7
2	校長・教頭の役割	P 8

3	看護師の役割	P 8
4	全ての教職員の役割	P 9
5	認定特定行為業務従事者である教職員の役割	P 9
6	養護教諭の役割	P 9
7	学校医の役割	P10
8	主治医の役割	P10
9	保護者の役割	P10
VI	人工呼吸器による呼吸管理	P11
1	人工呼吸器による呼吸管理とは	P11
2	気管切開とは	P11
3	人工呼吸器の管理における準備について	P12
	(1) 実施対象となる児童・生徒について	P12
	(2) 準備について	P12
4	人工呼吸器の管理の実施について	P12
	(1) 看護師が医療的ケアを行うに当たって留意すること	P12
	(2) 教職員が教育活動を行うに当たって留意すること	P13
	(3) 人工呼吸器の管理を実施する項目について	P13
	(4) 保護者の付き添いから学校で実施するまでの段階的移行について	P14

#### 資料

- 医療的ケア実施の様式例

## I 学校における医療的ケアの意義

### 1 医療的ケアを必要とする児童生徒等の教育の場

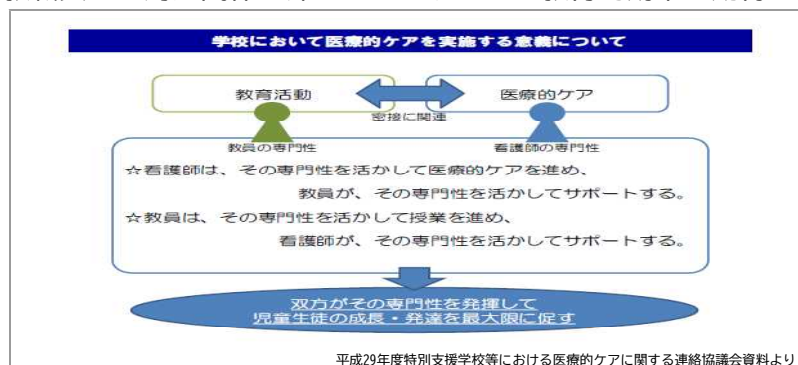
医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）の実態は多様であり、いわゆる重症心身障害児に該当するのみならず、歩いたり活発に動き回ったりすることが可能な児童生徒等も在籍している。医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培う視点に立ち、医療的ケアの種類や頻度にのみ着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが重要である。

平成25年に行われた学校教育法施行令の改正により、就学先の決定については、個々の児童生徒等の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められた。また、障害者基本法第16条にあるように、年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするとともに、本人や保護者に対し、十分な情報提供を行い、可能な限りその意向を尊重することが求められていることに留意する必要がある。教育の場の決定については、早期からの教育相談等を実施し、合意形成のプロセスを丁寧に行うことが必要である。ゆえに、小学校、中学校等を含む全ての学校において、医療的ケアの実施体制を整備し、安心・安全な学校生活を送りながら学ぶことのできる体制の構築が必要である。

### 2 学校における医療的ケアの目的と意義

学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、医療的ケアの実施により、誰もが安心・安全な学校生活を送ることのできる体制を整え、医療的ケア児を含む全ての児童生徒等の学びを保障し充実させることを目的とする。

教育活動と医療的ケアは密接に関連しており、教職員はその専門性を活かして授業を進め、看護師がその専門性を活かしてサポートする。看護師はその専門性を活かして医療的ケアを進め、教員が、その専門性を活かしてサポートする。教職員と看護師は互いにコミュニケーションを図り、双方がその専門性を発揮して児童生徒等の成長を最大限に促すことが大切である。こうした医療的ケアを実施することにより、通学日数が増加し日々の授業の継続性が保たれることで、教育内容が深まったり、他の児童生徒等や教職員との対人関係が深まったりするなど教育的効果が期待できる。



## II 学校における医療的ケアの内容

文部科学省の示す医療的ケアとは、学校や在宅で日常的に行われている、たんの吸引、経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。あくまでも、日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医行為であり、病気の治療のための医行為や風邪等による服薬等は含まない。

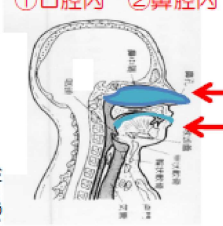
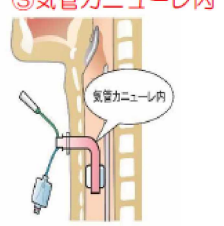
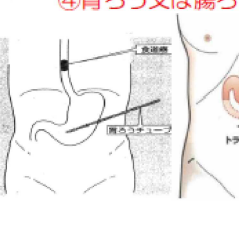

### 1 学校における特定行為

平成24年から「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正により一定の研修を受け認定された教職員（認定特定行為業務従事者）が一定の条件の下に特定の医療的ケア（以下「特定行為」という。）を実施することが可能となった。

本県における認定特定行為業務従事者（以下「実施教職員」という。）が実施できる特定行為は次のとおりである。

- ・ 口腔内の喀痰吸引（咽頭前）
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・ 経鼻経管栄養

※特定行為のうち本県の学校における医療的ケアの実施において、気管カニューレ内の喀痰吸引については、看護師による実施とする。（「平成30年度奈良県教育支援委員会特別支援学校及び小・中学校等における医療的ケアに関する専門部会」において確認済み）

喀痰吸引（たんの吸引）	経管栄養
<p>筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。</p>	<p>摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入する。</p>
<p>①口腔内 ②鼻腔内</p>  <p>③気管カニューレ内</p> 	<p>④胃ろう又は腸ろう</p>  <p>⑤経鼻経管栄養</p> 
<p>＜行為にあたっての留意点＞</p> <p>教員等によるたんの吸引は、咽頭の手前までを限度とする。</p>	<p>教員等によるたんの吸引は、気管カニューレ内に限る。カニューレより奥の吸引は気管粘膜の損傷・出血などの危険性がある。</p>
<p>胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が行う。</p>	
<p>留意点は「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年11月11日 社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知）より要約</p>	

学校における医療的ケアの必要な児童生徒等への対応について（文部科学省）資料より

## 2 特定行為以外の医療的ケア

看護師が実施できる特定行為以外の医療的ケアについては1のほか、酸素療法や最近では人工呼吸器の管理等など、主治医からの指示書に基づいて学校で行う医行為である。各校において、個々の医療的ケア児の状態に照らしてその安全性を考慮しながら、対応の可能性を検討し、主治医、学校医と看護師を含む学校関係者において慎重に判断されたものを指す。

## 3 医療的ケアを実施する場合の留意事項

看護師と実施教職員が医療的ケアを実施する場合、医療的ケアを実施する学校には、医師が存在しないので、保護者からの書面による申し出とともに、医師からの指示書が必要であることに留意すること。

医療技術の進歩等に伴い、人工呼吸器の管理等、学校における医療的ケアの内容は多様化し、個別に特別な配慮を要する場合がある。特定行為以外の医療的ケアについては、一律に対応するのではなく、個々の障害の状態や必要な医療的ケアの実施内容を確認し、主治医や学校医、看護師の助言を得ながら対応のあり方を検討しつつ、安全性を考慮し各学校における医療的ケアの実施につなげていくことが必要である。

## 4 学校における医行為該当性の判断

学校における医療的ケアを実施する上で、個々の生活援助行為が「医行為」に該当するか否かを判断するのが難しい場面に遭遇することがある。

この点について、文部科学省では、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年8月25日17国文科ス第30号初等中等教育局長通知）」において、厚生労働省が示す「原則として医行為ではないと考えられるもの」の周知を図っている。

- ・水銀体温計・電子体温計による腋下の体温計測、耳式電子体温計による外耳道での体温測定
- ・自動血圧測定器による血圧測定
- ・新生児以外での入院治療の不要な者へのパルスオキシメーターの装着
- ・軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について専門的な判断や技術を必要としない処置（汚物で汚れたガーゼの交換を含む）
- ・軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く）
- ・湿布の貼付
- ・点眼薬の点眼
- ・一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）
- ・座薬の挿入
- ・鼻腔粘膜への薬剤噴霧の介助

「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年8月25日17国文科ス第30号初等中等教育局長通知）」

### Ⅲ 学校における医療的ケア実施体制・研修・連携

#### 1 学校における医療的ケア実施体制

##### (1) 特別支援学校における体制整備

- ①医療的ケア児については、主治医や学校医による医療面の管理体制が整っていること。
- ②学校において医療的ケアを実施する場合は、保護者の理解及び同意が前提条件であること。
- ③学校が看護師や教職員に医療的ケアを行わせることに関する保護者や主治医、その他外部の関係者との連絡等は、校長名の文書で行うこと。
- ④教職員が医療的ケアを行う場合、当該行為は緊急時を除き、対象となる児童生徒等に限り認められたものであることを実施教職員に対して認識させるとともに、非医療関係者が行うことに鑑み、全教職員の十分な理解を得るようにすること。
- ⑤校長が最終的な責任をもって安全の確保のための体制の整備を行うため、校長の統括の下で、看護師、養護教諭、実施教職員等の関係者からなる校内委員会が設置されていること。
- ⑥看護師が適正に配置され、児童生徒等に対する個別の医療環境に関与するだけでなく、上記校内委員会への参加など学校内の体制整備に看護師が関与することが確保されること。
- ⑦対象となる医療的ケア児がいる時間は、学校内に看護師を1名以上常駐させること。医療的ケアは看護師による対応を優先させることを原則とすること。
- ⑧緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされていること。
- ⑨万一異常が生じた場合に、主治医や学校医及び保護者との連絡を円滑に行うことができるようにすること。
- ⑩ヒヤリ・ハット事例の蓄積・分析など、主治医や学校医及び看護師の参加の下で、定期的な実施体制の評価・検証を行い、情報の共有化を図るためのシステムを構築すること。
- ⑪校内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

##### (2) 小・中学校等における体制整備

- ①小・中学校等において医療的ケアを実施する場合には、特定行為を含め、原則として看護師を配置又は活用しながら、主として看護師が医療的ケアに当たり、教職員等がバックアップする体制が望ましい。
- ②市町村教育委員会の統括的な管理体制の下に、各学校において学校長を中心に組織的な体制を整備すること。体制の整備については、特別支援学校における体制整備を参考とすること。
- ③医療的ケア実施体制の構築については、特別支援学校のセンター的機能等を活用し助言を受けることが望ましい。

##### (3) 関係機関との連絡体制



医療機関、保健所、消防署等地域の関係機関との日頃からの連絡体制が整備されていること。「関係機関」には、医療的ケア児が通常利用している病院や訪問看護ステーション等が含まれることから、主治医や看護師から情報を得たり、意見を交換したりすることが望ましい。

## 2 学校における医療的ケアに係る研修

### (1) 全ての教職員を対象とした研修

医療的ケア児が在籍する学校においては、全ての教職員を対象とした医療的ケアに係る研修を実施すること。なお、看護師も必要に応じ、当該研修を受けるようにすること。

### (2) 医療的ケアを実施する教職員の研修

教職員が4つの特定行為(P2参照)を実施する場合、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条及び第13条に基づく「第三号研修」を修了し認定を受けていること。

## 3 学校における医療的ケアに関わる関係者の連携

### (1) 主治医との関係

- ①健康状態について十分に把握できるよう、事前に主治医から対象となる医療的ケア児に関する状況について説明を受けておくこと。
- ②看護師が必要な指示を書面により主治医から受けていること。また、教職員が医療的ケアを行う場合については、主治医がそのことを書面により同意していること。なお、定期的または適宜、主治医との間で当該児童生徒等に関して連絡を取り合うこと。
- ③事前に当該行為について、主治医から十分説明を受けていること。
- ④当該行為の結果について、主治医に定期的に報告すること。
- ⑤万一異常が認められた場合、主治医に速やかに連絡をとり、その指示の下に適切な対応をとること。

### (2) 保護者との関係

- ①看護師及び教職員による対応に当たっては、医療的ケアの実施を学校に依頼する旨の保護者からの申請を書面で提出させること。
- ②前項の申請は、看護師及び教職員の対応能力には限りがあることを学校が保護者に対して十分説明の上、保護者がこの点について正しく理解していることが前提であること。
- ③特定行為以外の医療的ケアについても、医師のいない学校環境下では困難な場合があることや、同じ医行為であっても、医療的ケア児の個別性が高いため、その実施を一律に判断することが困難であることも十分に説明の上、保護者がこの点について正しく理解していること。
- ④健康状態、医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等について十分把握でき、双方で共通理解を図ることができるよう、事前に保護者から対象となる医療的ケア児に関する状況についての説明を受けておくこと。

- ⑤万一異常が認められた場合、保護者に速やかに連絡をとり、対応について相談すること。
- ⑥医療的ケアを学校が行うことについて、書面により対象となる医療的ケア児の保護者の同意を得ていること。
- ⑦保護者の付添いは、医療的ケア児の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合とするが、やむを得ず協力を求める場合があることを丁寧に説明する必要があること。

#### IV 学校における医療的ケアの実施

##### 1 校内における医療的ケア

###### (1) 看護師が対応する場合

- ①看護師による対応に当たっては、看護師は、主治医から医療的ケア児に関する書面による必要な指示を受けること。
- ②保護者は、医療的ケア児が登校する日には、その日の当該児童生徒等の健康状態及び医療的ケアを希望する旨を記載した連絡帳を作成し、登校時に持たせること。
- ③看護師は、②の連絡帳を医療的ケア児の登校時に確認すること。
- ④看護師は、実施の際、特に気付いた点を連絡帳に記録すること。
- ⑤看護師は主治医に対して、連絡帳に基づいて定期的な報告を行うこと。
- ⑥万一異常があれば直ちに中止し、保護者及び主治医に連絡し、必要な応急措置をとること。

###### (2) 教職員が看護師との連携の下に対応する場合

- ①教職員による医療的ケアの実施に当たっては、看護師は、主治医から医療的ケア児に関する書面による必要な指示を受け、看護師の具体的指示の下に進めること。
- ②研修終了後、初めて教職員が医療的ケアを行う場合は、看護師が立ち会うこと。また、必要に応じ、あらかじめ看護師に相談し、又はその指導を求めること。
- ③保護者は、医療的ケア児が登校する日には、その日の健康状態及び医療的ケアを希望する旨を記載した連絡帳を作成し、登校時に持たせること。
- ④教職員は、③の連絡帳を医療的ケア児の登校時に確認すること。連絡帳に保護者から健康状態に異常があると記載されている場合は、医療的ケアを行う前に、看護師に相談すること。
- ⑤教職員は、個別のマニュアルに即して、医療的ケアを実施するとともに、実施の際、特に気付いた点を連絡帳に記録すること。
- ⑥教職員は主治医等に対して、連絡帳に基づき定期的な報告を行うこと。
- ⑦万一異常があれば直ちに中止し、看護師の支援を求めるとともに、保護者及び主治医に連絡し、必要な応急措置をとること。

##### 2 校外における医療的ケア

(1) 校外学習（宿泊学習を含む。）

- ①通常の学校生活とは異なるため、医療的ケアの実施に際し、安全に実施できる環境を確保しつつ、個々に応じた計画（緊急時の対策等を含む。）を作成し実施すること。
- ②看護師又は実施教職員による実施は可能であるが、当該児童生徒等が必要とする医療的ケアの内容や、健康状態、校外学習の行程等を検討した上で、校外学習（宿泊学習を含む。）における医療的ケアの実施者を個別具体的に決定すること。
- ③校外学習のうち、泊を伴うものについては、緊急の事態に備え、保護者、医療機関等との連携協力体制を構築すること。

(2) スクールバス等による登下校

- ①スクールバス等への乗車については、医療的ケア児の乗車の可能性をできる限り追求し、個別に判断すること。
- ②スクールバス乗車中に災害や緊急事態が発生した場合の対応について、医療機関との連携協力体制を確認しておくこと。
- ③個別の緊急対応マニュアルを作成すること。

3 災害時や感染症対策等に係る対応

(1) 災害時の対応

- ①災害時にも持続的に医療的ケアが実施できるよう、医療的ケア児の状態に応じて、医療材料や医療器具、非常食等の準備及び備蓄についてあらかじめ保護者と協議をしておくこと。
- ②人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児がいる場合について、日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検を行い、停電時の対応を学校関係者（主治医、学校医、看護師等）と保護者と事前に確認しておくこと。
- ③近隣の関係機関と連携し、緊急時の電力供給や避難場所について等、必要な体制の整備を行っておくこと。

(2) 感染症対策等に係る対応

- ①主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行うこと。
- ②医療的ケア児の登校に当たって、学校は事前に感染症対策等について受入れ体制などを学校医等に相談すること。

V 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割

1 県教育委員会の役割

県内の全ての学校における医療的ケアをより安全かつ円滑に行うために、実施状況を基に、総括的に検討・協議することのできる体制の整備に努めること。

- ・「奈良県教育支援委員会 特別支援学校及び小・中学校等における医療的ケアに関する専門部会」を設置し、継続的な検討を進めていく。

- ・特別支援学校及び小・中学校等との連携体制の構築及び看護師等の専門性の向上を目的とした研修会等を実施する。
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積や分析を行う。
- ・関係機関等への啓発を行う。

## 2 校長・教頭の役割

校長は、校長を中心とした校内体制の整備と校内の教職員や保護者との連携について、必要な措置を行う。

- ・学校における医療的ケアの実施要領を策定し、安全な実施体制を整える。
- ・医療的ケア安全委員会を設置・運営し、対応等について検討できる体制を構築する。
- ・各教職員の役割分担を明確化し、それぞれの役割において相互に連携協力する体制を整える。
- ・関係機関と情報提供等の連携体制の構築や、それに関する記録等の管理、関係機関へ研修を依頼するなどの運営体制を構築する。
- ・本人・保護者へ医療的ケアの仕組み等実施体制を説明する際には、全体像や役割分担を丁寧に伝え、保護者の理解や協力が不可欠であることを分かりやすく説明する。
- ・教育委員会への各種報告等を行う。
- ・学校に配置された看護師・教職員の服務監督を行う。
- ・宿泊学習や校外学習等への参加の判断を行う。泊を伴う場合については、教育委員会と実施計画等を協議する。
- ・緊急時の体制整備を構築する。また、訓練等を行う。
- ・看護師の勤務管理を行う。
- ・校内・校外関係者からの相談や支援が円滑に実施できるよう体制を構築する。

## 3 看護師の役割

学校における医療的ケアは、看護師を中心として教職員や関係者が協力連携し、安全かつ確実な実施を推進する。

- ・看護師はその専門性を生かし、医療的ケア児のアセスメントを行う。
- ・医療的ケア児が健康な状態で過ごすことができるよう、健康管理の助言を行う。
- ・医師の指示書に基づき医療的ケアを実施する。
- ・主治医、学校医、医療関係者と実務上の連絡・報告を行う。
- ・教職員・保護者と医療的ケアの実施内容や医療的ケア児の情報について共有する。
- ・認定特定行為業務従事者である教職員へ安全に医療的ケアが実施できるよう手技等の指導・助言を行う。
- ・日々の記録を行い、中長期的な記録を管理して、校内の医療的ケア委員会等に報告する。
- ・医療的ケアに必要な医療器具や備品について、徹底した衛生管理や整備点検を適宜行う。
- ・医療的ケア指示書に基づく個別マニュアルの作成及びその他必要な書類を作成する。

- ・緊急時の対応マニュアルを作成する。
- ・ヒヤリ・ハット等の事例を蓄積し予防対策等を分析したデータを作成する。これを活用し、担任等と連携しながら、事故の未然防止につなげる。
- ・緊急時の対応を行う。
- ・全ての教職員に対して、安全な医療的ケアの実施について理解協力を得るよう働きかける。
- ・外部関係機関との窓口として連絡調整を行う。
- ・医療的ケア児に関わる研修会を企画立案したり実施したりする。
- ・専門的な立場から、医療的ケアに関わる全般の相談についての役割を担う。

#### 4 全ての教職員の役割

基礎的な知識を習得し、医療的ケア児を含む全ての児童生徒等の健康と安全や、学校における医療的ケアの教育的意義を理解して教育活動を行う。

- ・医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義を理解し、日々の教育活動に取り組む。
- ・教室の環境整備や衛生管理や感染症予防の対策を講じることなど、医療的ケアに必要な環境を理解し実施する。
- ・看護師や認定特定行為業務従事者である教職員と日頃より情報の共有を行う。
- ・ヒヤリ・ハット等の事例や予防対策等を分析するデータを理解し、看護師と連携しながら、事故の未然防止に努める。
- ・緊急時の対応マニュアル作成に協力する。
- ・医療的ケア児に自立活動等の指導を行う。
- ・緊急時には状況に応じて適切に対応する。

#### 5 認定特定行為業務従事者である教職員の役割

上記4に加えて、以下のような役割も担う。

- ・特定行為の医療的ケアを実施する。
- ・学校における医療的ケア実施の記録、家庭での様子を含む学校における健康状態等を把握し、看護師や他の教職員と情報共有を行うなど連携する。
- ・必要な医療器具・備品等の管理を行う。

#### 6 養護教諭の役割

医療的ケア児を含む全ての児童生徒等の養護をつかさどる。

- ・全ての教職員の役割に加え、保健教育、保健管理等を通じて医療的ケア児の安心・安全な学校生活について関係者を支援する。
- ・児童生徒等の健康状態を把握し、感染症等の罹患の情報については早期に情報を集約し提供を行う。
- ・医療的ケア実施に関わる室内等の環境を整備する。
- ・主治医、学校医、医療関係者との連絡の窓口や外部関係者等の対応と校内関係者への情報共有を行う。

- ・医療的ケアが円滑に実施できるよう、必要に応じて看護師と教職員との連携を支援する。
- ・研修会の企画や運営に協力する。

## 7 学校医の役割

主治医からの情報提供における連携や学校からの相談、校内の体制整備に対する指導や助言を行う。

- ・医療的ケアの実施要領や個別マニュアル等を確認する。
- ・個々の実施に当たっての指導・助言を行う。
- ・緊急時の対応についての指導・助言を行う。
- ・校外学習や宿泊学習等への参加の判断に当たっての指導・助言を行う。

## 8 主治医の役割

学校における医療的ケアの実施に当たっては、医療の専門的知見が不可欠であるため、医行為について責任を負う主治医は、医療的ケア児一人一人の健康状態、医療的ケアの内容、実施する学校の状況等を踏まえて明確な内容の指示書を作成し医療的ケアの内容を的確に伝える必要がある。

- ・本人や学校の状況を踏まえ、書面による指示を行う。
- ・緊急時に係る指導・助言を行う。
- ・看護師等に対して、個別の手技に関する指導を行う。
- ・個別マニュアルや緊急時の対応マニュアルへの指導・助言を行い承認する。
- ・看護師や教職員との面談や指導等を通して連携しつつ、学校への情報提供を行う。
- ・保護者に対して、学校での医療的ケア実施可否や実施可能な内容について丁寧に説明する。

## 9 保護者の役割

子の教育について第一義的な責任を負う保護者は、学校における医療的ケアの実施体制への理解や障害の特性、病状について丁寧に説明したり、健康状態の学校への報告など、互いに責任を分担することへの理解と責任を果たす。

- ・毎日の健康状態を学校へ報告するとともに、体調が悪い日は登校を控えるなど、学校と連携、協力する。
- ・医療的ケアに関する手続きや指示書等の必要書面を提出し依頼する。
- ・緊急時には速やかに連絡がとれるように連絡手段を確保しておく。
- ・定期的に医療機関を受診し、主治医からの適切な指示（緊急時の対応を含む。）を仰ぐ。
- ・医療的ケアに必要な医療器具や消毒等に関わる消耗品等の準備をする。
- ・健康状態が優れずに長期の欠席が続いた後の登校については、十分な情報の提供を行う。
- ・学校は保護者からの依頼と主治医の指示書を基に医療的ケアを実施することから、学校や主治医との連携体制の構築に協力する。

## VI 人工呼吸器による呼吸管理

### 1 人工呼吸器による呼吸管理とは

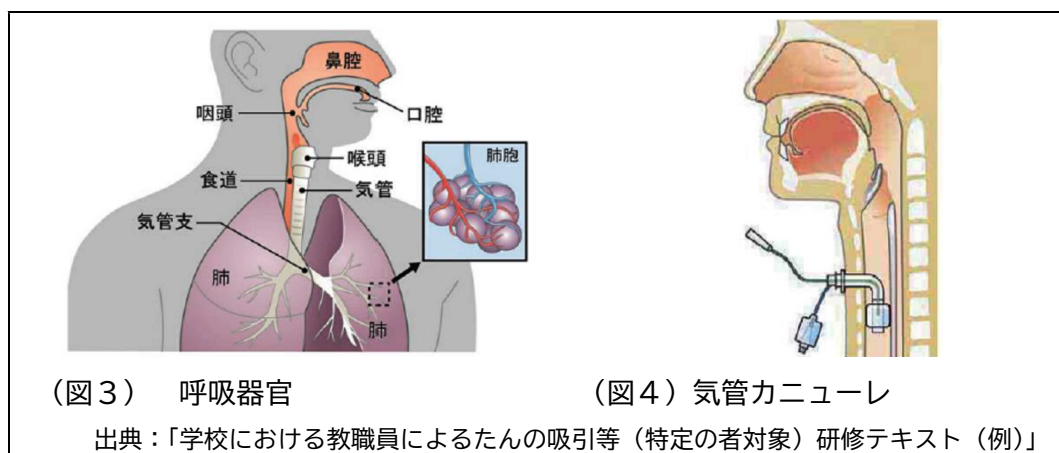
人工呼吸とは、気道が狭かったり、肺が酸素や二酸化炭素を交換できなったり、骨格の変形や筋肉、神経の麻痺（特に横隔膜筋）により痰が出せないなど、呼吸が維持しづらく日常生活を送ることが困難な場合に、気道に陽圧をかけることで、気道と肺を広げ、呼吸を維持しやすくするために行う人工呼吸器を用いた陽圧換気のことである。

在宅において主に実施される人工呼吸は、気管カニューレを介して行う「気管切開陽圧換気」（図1）と、口や鼻へのマスクを介して行う「非侵襲性陽圧換気」（図2）の2つに分かれる。



### 2 気管切開とは

上気道（鼻腔、咽頭、喉頭）（図3）が何らかの理由で狭窄・閉鎖している場合に、皮膚と気管に穴を開け、気管カニューレ（図4）を挿入・留置し呼吸状態の改善を図るために実施されるものである。



### 3 人工呼吸器の管理における準備について

#### (1) 実施対象となる児童・生徒について

- ・主治医から、学校における人工呼吸器の管理について、実施可能であることの指示があること。
- ・体調面で安定した状態であること。安定した状態とは、緊急の状況が頻回ではないこと。

#### (2) 準備について

##### ①必要な情報の収集

基礎疾患や合併症等医学管理上の注意点や、医療的ケアの内容、バイタルサインの実態、呼吸状態等について保護者や主治医等からの聞き取りを行う。

##### ②学校環境の整備

項目	内容
電源の確保について	活動教室ごとに電源を確保する。
呼吸器対応業者の連絡先について	呼吸器対応業者の連絡先を確認しておく。
停電時や災害時のバッテリーについて	バッテリー残量を常時確認しておく。 予備バッテリーの使用について保護者と対応を確認する。
各種機器について	機器の設置場所や予備機器の保管場所を確保する。
酸素について	酸素の設置場所や予備酸素の保管場所を確保する。
教室内環境について	温度や湿度等の環境を整える。 教室内に車いすや機器等を置く場所を確保する。
各種物品について	個別に必要な物品及び物品の予備の準備を保護者に依頼する。 【必要な物品の例】 人工呼吸器に関する物品（バッグバルブマスク、人工呼吸器予備回路、加湿器チャンバー、注射用水、気管カニューレ（現在使用しているサイズとワンサイズ小さいもの）、酸素、人工呼吸器用人工鼻、気管カニューレ用人工鼻、テストラング等）、吸引に必要な物品（滅菌蒸留水、アルコール綿、吸引チューブ等）

### 4 人工呼吸器の管理の実施について

#### (1) 看護師が医療的ケアを行うに当たって留意すること

- ・人工呼吸器の加湿器使用の有無の確認をする。
- ・回路が抜けたり、体や衣服で回路を塞いだりしないように見て触れて確認する。
- ・呼気ポートが体や衣服で塞がりやすいため開いていることを見て触れて確認



する。

- ・加湿器関係や回路内の水滴に関して、加湿器の蒸留水不足、電源の入れ忘れ、水滴貯留（結露）や加湿器の傾き・転倒等による水滴混入等に注意する。
- ・回路内に水滴があれば、水滴をウオータートラップに入れる。
- ・気管カニューレの自己（事故）抜去や人工呼吸器不調時などの対応マニュアルなどを作成し、シミュレーションなどを実施しておく。

(2) 教職員が教育活動を行うに当たって留意すること

- ・着替えをする際に、衣服が気管カニューレに引っ掛からないように注意する。
- ・気管孔周辺に外的な力（例：押したり、ボールを当てるなど）がかからないように注意する。
- ・首を反った際に、カニューレホルダーが付いたまま、気管カニューレが抜けることがあり、ガーゼや衣服、スカーフなどで抜けたことに気が付かない場合があるので注意する。
- ・気管カニューレが抜けても問題なく長時間過ごせる医療的ケア児がいる一方で、気管カニューレが抜けると急速に気管孔（気管切開部の穴）が狭くなり、呼吸状態が苦しくなる医療的ケア児もいるので、事前に医師や看護師等と対応について確認しておく。
- ・気管カニューレ用人工鼻が外れた際の対応について、事前に医師や看護師等に確認しておく。
- ・気管孔から微細な異物が入らないように注意する。

(3) 人工呼吸器の管理を実施する項目について

学校における人工呼吸器の管理項目（下表）を参考に人工呼吸器の管理を実施する。人工呼吸器の管理については、看護師が対応するものとする。なお、児童生徒の健康観察等については教職員も看護師の指導・助言の下、連携・協働して実施する。ただし、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条及び第13条」に基づく第三号研修を修了した教職員とする。

※教職員…「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条及び第13条」に基づく第三号研修を修了した教職員

○…実施可      ×…実施不可

人工呼吸器の管理項目	具体的な行為等	看護師	※教職員
健康観察	登下校時の健康観察を行う。	○	○
アラーム表示の確認・連絡		○	○
アラームの消音	アラーム画面で操作を行う。	○	×
人工呼吸器の設定条件確認	条件通り作動していることの確認のみ行い、ロックを解除しての確認はしない。	○	○
作動確認	回路、バッテリーの確認を行う。	○	○
人工呼吸器の電源のON/OFF	人工呼吸器の着脱をする。（移乗時・一時的着脱）	○	補助

バッグバルブマスク	移乗時の人工呼吸器一時的着脱時や緊急時に使用する。	○	×
気管カニューレ用人工鼻の着脱	自発呼吸のある児童生徒への、一時的な着脱をする。	○	補助
人工呼吸器用人工鼻の着脱	加湿器がない時に回路とフレキシブルチューブの間にはさみ、加湿器使用の時には外す。	○	×
回路の一時的着脱	教職員は看護師が吸引を行う際に介助として着脱ができる。	○	補助
回路内に貯まった結露の除去、ウオータートラップの水の除去	水が貯まっていることの確認。水の除去は看護師が行う。	○	確認のみ
電源の切り替え	バッテリーとAC電源を切り替え、AC電源ランプの点灯確認を行う。	○	×
教室移動時の電源の差し替え	教室移動時の差し替えを行う。	○	○
人工呼吸器の移動	教室移動や移乗時の人工呼吸器の移動を行う。	○	○
気管カニューレからの吸引		○	×

- (4) 保護者の付き添いから学校で実施するまでの段階的移行について（参考例）  
 段階的移行については、下表を参考に校内医療的ケア委員会等で確認しながら進めていく。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
保護者	○自教室および授業教室の同室で待機	○校内で待機	○学校近辺で待機	○自宅等で待機
学校	○児童生徒の状況把握（医療的ケア実施の留意点や緊急時の対応等の確認）			
校	○授業などの学校生活について保護者に説明する。	○保護者に対し、変化があればすぐに対応できる状況で待機してもらうよう依頼する。	○保護者に対し、状況により数分で対応できる状況で待機してもらうよう依頼する。	○全面的に学校実施であるが、保護者に対し、緊急時等の連絡は必ずとれるように依頼する。

## 医療的ケア実施の様式例

<様式1>

令和 年 月 日

〇〇〇立〇〇学校長 殿

児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

医療的ケアの実施について(依頼)

学校生活における健康管理のため、主治医との連携を十分に図り、下記の内容を依頼いたします。

項目	依頼内容	依頼内容の変更	依頼内容の変更
栄養	経管栄養 <input type="checkbox"/> 鼻腔 <input type="checkbox"/> 口腔 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう	経管栄養 <input type="checkbox"/> 鼻腔 <input type="checkbox"/> 口腔 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう	経管栄養 <input type="checkbox"/> 鼻腔 <input type="checkbox"/> 口腔 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう
呼吸	<input type="checkbox"/> 鼻口腔吸引 <input type="checkbox"/> 気管内吸引 <input type="checkbox"/> 酸素吸入 <input type="checkbox"/> 吸入(生理食塩水) <input type="checkbox"/> 吸入(薬剤) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器の使用 <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 経鼻咽頭エアウェイ	<input type="checkbox"/> 鼻口腔吸引 <input type="checkbox"/> 気管内吸引 <input type="checkbox"/> 酸素吸入 <input type="checkbox"/> 吸入(生理食塩水) <input type="checkbox"/> 吸入(薬剤) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器の使用 <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 経鼻咽頭エアウェイ	<input type="checkbox"/> 鼻口腔吸引 <input type="checkbox"/> 気管内吸引 <input type="checkbox"/> 酸素吸入 <input type="checkbox"/> 吸入(生理食塩水) <input type="checkbox"/> 吸入(薬剤) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器の使用 <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 経鼻咽頭エアウェイ
その他			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(確認欄)

年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

<様式2>

〇〇〇 第 号  
令和 年 月 日

(医療機関長) 殿  
(主治医氏名) 様

〇〇〇立〇〇学校長

児童生徒等の健康指導及び医療的ケアに関する研修について(依頼)

平素は本校の教育に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本校では子どもたちの学校教育を保障する上から保護者の依頼を基に、主治医の先生方の御意見・御指導を賜り、総合的に検討の上、医療的ケアの実施について考慮しております。

今般、下記児童生徒等の保護者から医療的ケアの実施について、依頼がありました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、本校職員に対し、健康指導及び医療的ケアの実施についての御意見・御指導を賜わりたく存じます。また、医療的ケアの実施に際しては、実技面についても御指導(研修)くださるよう重ねてお願い申し上げます。

なお、研修により実施担当予定者が医療的ケアを行うことが適当であると判断された場合、別紙指示書及び承認書に御記入下さいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 児童生徒等氏名(学部・学年) \_\_\_\_\_部\_\_\_\_\_年 氏名\_\_\_\_\_

2 保護者からの依頼内容

3 実施担当予定者 看護師資格を有する教員または看護師  
\_\_\_\_\_

教員\_\_\_\_\_

4 その他 保護者からの実施依頼書写を別添

<様式3>

令和 年 月 日

〇〇〇立〇〇学校長 殿

医療機関名 \_\_\_\_\_

主治医氏名 \_\_\_\_\_

医療的ケアの実施について(指示書)

〇〇〇立〇〇学校の看護師による児童生徒等 \_\_\_\_\_ の医療的ケアの実施について下記のとおりとします。

記

- 1 所見、医療的ケアの実施に関する意見  
(健康状態、治療投薬等の状況、保護者からの依頼内容について等)
  
- 2 指示事項(医療的ケアの内容、方法、注意・配慮事項等)
  
  
  
- 3 緊急時の対応
  
  
  
- 4 災害時の指示

(確認欄)

確認日時	変更事項	確認
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

<様式4>

令和 年 月 日

〇〇〇立〇〇学校長 殿

医療機関名\_\_\_\_\_

主治医氏名\_\_\_\_\_

医療的ケアの実施について(承認書)

下記児童生徒等の医療的ケアに関する研修が修了しました。  
については、下記教職員による医療的ケアの実施を承認します。

記

1 児童生徒等氏名 \_\_\_\_\_部\_\_\_\_\_年 氏名\_\_\_\_\_

2 実施教職員

3 実施内容

4 実施期間 令和\_\_\_\_\_年度内

<様式5>

令和 年 月 日

〇〇〇立〇〇学校長 殿

学校医氏名 \_\_\_\_\_

医療的ケアの実施に関する意見書

学 部・学 年 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 年

児童生徒等氏名 \_\_\_\_\_

1 医療的ケアの実施に関する意見・指導

(内容、方法、注意・配慮事項、緊急時の対応等)

2 その他



<様式6>

〇〇〇 第 号  
令和 年 月 日

(保護者氏名) 様

〇〇〇立〇〇学校長

承 諾 書

依頼のありました内容の医療的ケアについて承諾致します。  
学校における医療的ケアの趣旨を十分に御理解の上、御協力いただきますようお願いしま  
す。

記

1 児童生徒等氏名 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 年 氏名 \_\_\_\_\_

2 実施教職員 \_\_\_\_\_

3 実施内容

4 実施期間 令和 \_\_\_\_\_ 年度内

5 確認事項等

- ・学校、主治医、保護者との連絡を密にする。
- ・体調、健康状況に変化があった場合、十分に検討する。
- ・主治医、学校医からの指導助言に従い、担当者と保護者が協力して行う。
- ・緊急時には、主治医や学校医の指示に従い対応する。

<様式7>

〇〇〇 第 号  
令和 年 月 日

(医療機関長) 殿  
(主治医氏名) 様  
(学校医氏名) 様

〇〇〇立〇〇学校長

医療的ケアの実施について(通知)

下記により学校における医療的ケアを実施することになりましたので、お知らせします。  
実施につきましては、引き続き御指導いただきますようお願いいたします。

記

1 児童生徒等氏名 \_\_\_\_\_部\_\_\_\_\_年 氏名\_\_\_\_\_

2 実施教職員 \_\_\_\_\_

3 実施内容

4 実施期間 令和\_\_\_\_\_年度内

5 確認事項等

- ・学校、主治医、保護者との連絡を密にする。
- ・体調、健康状況に変化があった場合、十分に検討する。
- ・主治医、学校医からの指導助言に従い、担当者と保護者が協力して行う。
- ・緊急時には、主治医や学校医の指示に従い対応する。

<様式8>

〇〇〇 第 号  
令和 年 月 日

(医療機関長) 殿  
(主治医氏名) 様

〇〇〇立〇〇学校長

医療的ケアの実施状況について(報告)

医療的ケアの実施状況について、下記のとおり報告します。このことについて、御指導いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 児童生徒氏名 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 年 氏名 \_\_\_\_\_
- 2 実施教職員 \_\_\_\_\_
- 3 実施内容
  
- 4 医療的ケアの実施頻度
  
- 5 児童生徒等の様子
  
- 6 問題点
  
- 7 その他

〈様式9〉人工呼吸器の管理が必要な児童生徒の実態理解シート

【人工呼吸器使用理由】

項目	内容
人工呼吸器の使用を開始した時期と期間	年 月 日～ 開始 現在 年 月 使用している。
使用理由	<input type="checkbox"/> 疾患によるもの <input type="checkbox"/> 呼吸補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )

【基礎疾患】

項目	内容
基礎疾患 特に肺疾患	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> なし
心疾患	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> なし
呼吸障害に起因する主障害の状況	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> なし
基礎疾患による合併障害	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> なし

【全身状態】

項目	内容
バイタルサイン	自発呼吸 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 体温 ( )℃ 呼吸 ( )回/分 心拍数 ( )回/分 血圧 ( / ) mmHg サチュレーション ( )%
パルスオキシメーター使用	<input type="checkbox"/> あり (値 ~ ) <input type="checkbox"/> なし
単純気管切開	<input type="checkbox"/> あり (手術日 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
喉頭気管分離術	<input type="checkbox"/> あり (手術日 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
永久気管孔の有無	<input type="checkbox"/> あり (手術日 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
気管切開部等の肉芽	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
人工呼吸器使用機器名・人工呼吸器設定条件	使用機器名 ( )
酸素投与	<input type="checkbox"/> あり ( l/分) <input type="checkbox"/> なし
加温加湿器使用	<input type="checkbox"/> あり (℃) (ダイヤル) <input type="checkbox"/> なし
気管カニューレの種類サイズ	種類 ( )・( Fr)
気管カニューレ カフの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (エア cc)
カフアシスト使用の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
経管栄養	<input type="checkbox"/> 経鼻経管 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう
導尿	<input type="checkbox"/> あり (時間ごと) <input type="checkbox"/> なし
人工肛門	<input type="checkbox"/> あり (バッグ排液) <input type="checkbox"/> なし
口腔内吸引	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
鼻腔内吸引	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

〈様式10〉人工呼吸器の管理が必要な児童生徒の医療的ケア実施について（指示書）

令和 年 月 日

〇〇〇立〇〇学校長 殿

医療機関名 \_\_\_\_\_

主治医氏名 \_\_\_\_\_

医療的ケアの実施について(指示書)

〇〇〇立〇〇学校の看護師による児童生徒等 \_\_\_\_\_ の医療的ケアの実施について下記のとおりとします。

記

1 所見、医療的ケアの実施に関する意見

(健康状態、治療投薬等の状況、保護者からの依頼内容について等)

2 指示事項(医療的ケアの内容、方法、注意・配慮事項等)

自発呼吸	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
使用機種			
呼吸モード	<input type="checkbox"/> CPAP <input type="checkbox"/> IMV <input type="checkbox"/> SIMV <input type="checkbox"/> ASSIST <input type="checkbox"/> BiPAP		
O <sub>2</sub> 流量・FiO <sub>2</sub>	ℓ/分・ %	呼気圧	cmH <sub>2</sub> O
PIP	cmH <sub>2</sub> O	PEEP	cmH <sub>2</sub> O
吸気時間	秒	呼吸回数	回/分
1回換気量	ml	カフ圧	ml
加温加湿器	<input type="checkbox"/> あり ( _____ °C) ( _____ ダイアル) <input type="checkbox"/> なし		
気管カニューレ	種類 ( _____ )・( _____ Fr)		
酸素併用	<input type="checkbox"/> あり ( _____ ℓ/分) <input type="checkbox"/> なし		
その他			

3 緊急時の対応

4 災害時の指示